**よくある質問**

Q1　どのような場合に補助を受けることができますか？

A　　市内に居住している又は、今後市内に居住する**個人の方**が設備を**購入**し、市内にある自身の居住する戸建住宅に設置する場合に補助を受けることができます。

　（リース等で導入時に所有権が申請者にない場合、一部でも事業に用いる場合、申請者が個人でない場合等については補助対象外です）

Q2　他の補助金との併用は可能ですか？

A　　国、県等の他の公的な補助と併用できます。ただし、同一事業で四日市市から既に他の補助金の交付を受けている場合は、この補助金を受けることはできません。

Q3　いつまでに申請を行えばいいですか？

A　　**工事着工の二週間前**までにご申請いただくようご協力お願いします。工事を始める前に申請書の提出を終えて市から補助対象として認められている必要があり、その手続きに二週間ほどお時間をいただくためです。既に工事が始まっている場合や導入済みの設備については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。

（ZEHであれば基礎の工事着工前、それ以外の申請設備の場合は取付工事前の申請が必要です）

Q4　どのような設備が対象となりますか？

A　　以下の設備が補助の対象となります。

①太陽光発電設備（10kw未満）、②燃料電池設備（※エネファーム）、③　　　　　　　　　　蓄電池（家庭用定置型）｛※ポータブル電源は対象外です｝、④HEMS、⑤地中熱ヒートポンプ、⑥V2H、⑦電気自動車等充電設備（充電用コンセント、充電用コンセントスタンド類は対象外です）、⑧ZEH

なお、①太陽光発電設備（10kw未満）については他の設備と同時でないと申請ができないためご注意ください。

※エコキュートは補助対象外です。

Q5　どのように申請を行えばいいですか？

A　　申請書（要綱第１号様式（第７条関係）及び要綱第１号様式（第７条関係）別紙）に添付書類を添えて、窓口（市役所本庁5階環境政策課）へ持参いただくか、郵送でご提出ください。必要な添付書類は申請書に記載しています。申請書は環境政策課窓口あるいは、ホームページにある交付要綱様式集（word）からお取りください。

Q6　複数設備の同時申請による補助額の加算について

A　　同時に申請することで補助額に加算を行う組み合わせがあります。加算を行う組み合わせについてはホームページに記載しておりますのでそちらをご確認ください。

Q7　ZEHにはNearlyZEHも含みますか？

A　NearlyZEHは含みません。ただし、太陽光発電設備+HEMSというように個々の設備分は申請できます。

一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であることをZEH取り扱いの基準にしているため、ゼロエネ相当の基準を満たさないNearlyZEHは補助対象のZEHには含まれません。

Q8　ZEHの太陽光パネルについて、リースやオンサイトPPAのように所有が申請者とならない場合ZEHとしての補助を受けることはできますか？

A　ZEHを構成する太陽光発電設備が自己所有でない場合、ZEHとして利用しているもののZEHを所有しているとは判断できないためZEHとしては補助を受けることはできません。